様式第八（第十条の九、第十八条、第十八条の二、第百三十二条、第百五十九条の二十三、第百五十九条の二十四、第百七十七条、第百九十六条の十三関係）

休　止
廃　止　届　書
再　開

業務等の種別		
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日		
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	
	所在地	
休止、廃止又は再開の年月日		
備考		

上記により、休止／廃止／再開の届出をします。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣
地方厚生局長
都道府県知事　殿
保健所設置市市長
特別区区長

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　業務等の種別欄には、薬局（特定調剤業務の受委託又は受渡委託のみを休止し、廃止し、又は再開する場合はその旨を含む。）、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康増進支援薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業（受渡委託のみを休止し、廃止し、又は再開する場合はその旨を含む。）、登録受渡業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、管理医療機器の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
5　薬局において特定調剤業務の受委託又は受渡委託のみを休止し、廃止し、若しくは再開する場合又は店舗販売業において受渡委託のみを休止し、廃止し、若しくは再開する場合にあつては、業務等の種別欄に「薬局における特定調剤業務の受委託又は受渡委託」又は「店舗販売業における受渡委託」と記載し、併せて備考欄に休止し、廃止し、又は再開する行為の別（特定調剤業務の受委託又は受渡委託）を記載すること。
6　医薬品等の製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本１通及び副本２通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本１通提出すること。
7　管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄に、その販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
8　休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に休止の事実が発生した日を記載したうえで、備考欄に「○年○月○日まで休止の予定」と付記すること。
9　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
10　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。